

特別給付金の支給について

戦没者等の妻および父母等に対し、特別給付金（記名国債）が支給されます。期限内に請求がない場合は、受給できなくなりますので、ご注意ください。

戦没者等の妻に対する特別給付金について

戦没者の父母等に対する特別給付金について

【支給対象者】（10月1日現在）
恩給法による公務扶助料などまたは戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などの受給権を有している戦没者などの妻

【支給対象者】（10月1日現在）
公務扶助料、遺族年金などの受給権または受給資格を有し、かつ、平成24年9月30日までに氏を同じくする自然血族たる子、または孫を有するに至らなかった父母または祖父母

【国債の名称】
▽第22回特別給付金国庫債券

【国債の名称】
▽第24回特別給付金国庫債券

【ち】号
▽第17回特別給付金国庫債券

【は】号
▽第21回特別給付金国庫債券

【国債の請求期限】
平成27年9月30日

【り】号
▽第19回特別給付金国庫債券

【支給される特別給付金】
▽第22回特別給付金国庫債券

【か】号
▽第19回特別給付金国庫債券

【ち】号 額面 200万円
▽第17回特別給付金国庫債券

【国債の請求期限】
平成27年9月30日

【れ】号 額面 180万円
（10年償還の記名国債）

【額面】 100万円
（5年償還の記名国債）

【問い合わせ先】

高齢福祉課高齢者福祉係

☎ 24 1714

（内線171）

長浜支所 ☎ 52 1113

肱川支所 ☎ 34 2347

河辺支所 ☎ 39 2113

平成24年度大洲市保育所食育絵画コンクールを開催しました

〈テーマ〉 食の楽しさ、大切さ （応募総数 442点）

〈最優秀賞〉

【4歳児部門】



「おおきな おくちで いただきます。」
新谷保育所 上浅 康太 さん

【5歳児部門】



「いっぱい たべたいな」
肱南保育所 松本 紗弥 さん

【6歳児部門】



「おやさい いっぱい とれたよ」
菅田保育所 町野 裕太 さん

〈優秀賞〉

【4歳児部門】



「すいか、あまくておいしい♥」
大洲保育所 一藤 優華 さん

【5歳児部門】



「なんでもたべるよ」
新谷保育所 瀧岡 暉斗 さん

【6歳児部門】



「なつやさいでクッキング」
二郎保育園 松井 舞華 さん

社会福祉課では、食育について楽しく考え、意識を高めることを目的に、昨年度と同様、市内の公立・私立保育所で4歳以上の入所児童を対象に、食育絵画を募集しました。入賞された作品をご紹介します。

第64回人権週間

平成24年度啓発活動重点目標

「みんなで築こう 人権の世紀」

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

12月4日から10日までは人権週間です。

人権についてのさまざまなスローガンを強調事項として、各種行事を実施していきます。

人権問題でお困りの人は、近くの法務局または人権擁護委員へご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

【問い合わせ先】

全国共通人権相談ダイヤル
(最寄りの法務局へ接続)
0570(003)110
女性の人権ホットライン
0570(070)810
子ども人権110番
0120(007)110

「人権問題に関する12時間電話相談」開設のお知らせ

【相談内容】

差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害、家庭および近隣関係などの相談
(予約不要・無料・秘密厳守)

【日時】12月4日(火)
午前9時～午後9時

【電話番号】(フリーダイヤル)
0120(459)737

※携帯電話からの相談も受け付けます。

【相談担当者】

人権擁護委員および法務局職員

【主催】

松山地方法務局

愛媛県人権擁護委員連合会

【大洲市の人権擁護委員】

上野マリエ (大洲)
松田 智子 (西大洲)
上田 弘 (若宮)
谷本 京子 (平野町)
松岡 昇平 (成能)
松岡 強 (八多喜)
山本 康幸 (喜多山)
鎌田 悦生 (長浜町下須戒)
矢間 栄津美 (長浜町今坊)
浅野 卓磨 (肱川町予子林)
吉田 三代子 (肱川町中居谷)
福見都志子 (河辺町川崎)
高橋サエ子 (河辺町三嶋)

年金手帳再交付申請について

【申請窓口】※紛失またはき損した場合
本庁市民課・各支所

- ▽第1号被保険者
(自営業者および農林漁業従事者、フリーターなど)
 - ▽任意加入被保険者
勤務している事業所
 - ▽第2号被保険者 (厚生年金加入者)
配偶者の勤務している事業所
 - ▽第3号被保険者
(厚生年金または共済組合に加入している配偶者に扶養されている者)
- ※共済組合にのみ加入している人は、年金手帳の代わりとなる「基礎年金番号通知書」の再交付申請ができます。(勤務先の共済組合で申請)

【申請に必要なもの】
認印、本人確認書類 (免許証など)

【問い合わせ先】
市民課市民係 ☎24-1710
松山西年金事務所 ☎089-925-5105

記帳・帳簿などの保存制度について

平成26年1月から、個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える人に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての人に必要となります。
(所得税の申告の必要がない人を含む。)

記帳・帳簿などの保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】
大洲税務署 ☎24-3115
<http://www.nta.go.jp>

詳しい情報は e-Tax ホームページへ
e-Tax ホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

「ジョカツ(女性活躍)オープン講座inえひめ

地域一体となり「地方版女性活躍推進」を目指すため、左記の企業を招き、講座を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【開催日】

▽12月19日(水)

(株式会社ヴァンサンカン)

「朝礼発表会で最優秀賞！」

「コミュニケーションの工夫は女性のアイデアから」

▽平成25年1月23日(水)

(株式会社バルソフトウェアサービス)

「所得倍増！残業ゼロ」を目指して。お客様にもチームにも迷惑をかけない働き方を実践中」

【申込・問い合わせ先】

NPO法人ワークライフ・コラボ

☎089(904)1572

FAX089(908)4656

<http://www.worcolla.com/>

無料法律相談

時 12月20日(木)
午後2時～4時30分
場 大洲商工会館 ※要電話予約
問 大洲商工会議所 ☎24-4111

年金出張相談

大洲地域
時 12月5日(水)・18日(火)・27日(木)
午前10時～午後3時30分
場 大洲市総合福祉センター
長浜地域
時 12月12日(水)
午前10時～午後3時30分
場 長浜町商工会
問 松山西年金事務所
☎089-925-5105

人権相談

大洲地域
時 12月6日(木) 午前10時～正午
場 人権啓発課 (旧図書館2階)
時 12月14日(金) 午前10時～正午
場 南久米公民館
肱川地域
時 12月14日(金) 午前10時～正午
場 肱川公民館
問 急ぐときは法務局大洲支局
☎0570-003-110
市役所人権啓発課
☎24-1746

行政相談(総務省)

大洲地域
時 12月20日(木) 午前9時～正午
場 市役所3階会議室
問 市役所総務課行政係
☎24-1724

長浜地域

時 12月21日(金) 午後1時～4時
場 長浜体育館1階会議室
問 長浜支所 ☎52-1111

肱川地域

時 12月5日(水)
午後1時30分～4時30分
場 肱川公民館2階青年室
問 肱川支所 ☎34-2320

河辺地域

時 12月10日(月) 午前10時～正午
場 河辺老人福祉センター
問 河辺支所 ☎39-2112

不動産無料相談

時 12月17日(月)
午前10時～午後4時
場 宅建協会大洲地区連絡協議会
問 ビアスプランニング(株)
☎25-1747

※ホームページまたはチラシなどで申し込んでください。

林業退職金共済制度

(林退共)について

次の該当者を対象に、各種手続き(共済手帳の紛失、退職金の請求など)が必要な場合は、可能な範囲で対応します。

詳細は、最寄りの支部または本部に相談してください。

【対象者】

▽林退共制度に加入していたが、退職金を受け取っていない人

▽林退共制度に加入しているから分らない人

▽被災した共済契約者および被災者

▽被共済者

【問い合わせ先】

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部

☎03(6731)2887

FAX03(6731)2890

<http://www.rintaikyotaisyokukin.go.jp/>

浄化槽の適正な運用について

浄化槽法では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」と定め、次のことを義務付けています。

▽法定検査

浄化槽設置後の水質検査

(7条検査)

毎年1回実施する定期検査

(11条検査)

▽保守点検

浄化槽の定期的な点検、調整および修理など

▽清掃

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜き、機器類の洗浄、槽内の掃除など

▽問合わせ先

保険環境課環境保全係

☎241713

年末年始の火災予防について

消防署からのお知らせ

年末や新年に向け、一人ひとりが次のことに注意してください。

大掃除に併せて

火災防止のため、コンセントからプラグを抜き、差込口やプラグの刃の清掃を行う。

【屋内での火の取り扱い】

▽ストーブの上に洗濯物などを干さない。

▽ストーブはカーテンなどの燃えやすい物の近くで使用しない。

▽ストーブ使用時に動かしたり、給油をしない。

▽コンロを使用する場合は、その場を離れない。

▽寝たばこを絶対にしてない。

▽灰皿にたばこの吸殻をためず、水を張っておく。

▽屋外での火の取り扱い

▽たき火をする時は、水バケツなど消火の準備をし、完全に火が消えるまでその場を離れない。

▽空気が乾燥していたり、風の強い日にはたき火をしない。